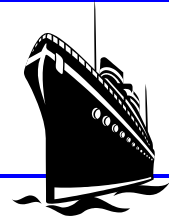


MSI Marine News

トピックス



●海上保険の総合情報サイト **MARINEN@vi** もぜひ、ご覧ください。(http://www.ms-ins.com/marine_navi/)

企業リスクとしての交通事故

- ・平成23年4月18日：クレーン運転中でのんかん患者発作による暴走事故。小学児童6名死亡。
- ・平成24年4月29日：関越道高速ツアーバス道路側壁激突事故。乗客7名死亡、38名重軽傷。

ここ数年で社会的に影響の大きい交通事故が相次いで発生しています。

いずれのケースも、運転者や事業者には複数の法令違反が確認され、監査制度がありながら安全運行を軽視した事業者が存在していたという問題点も浮き彫りとなりました。

このような重大事故が企業経営に与える影響は計り知れません。また、貨物を輸送している最中に事故が発生した場合は、積荷の損害や荷主への賠償、代替品の手配、運送保険の保険料アップなどさらに多くの負担が生じることになります。

そこで、本号では、企業リスクとしての交通事故についてご案内します。

1. 企業リスクとしての交通事故

(1) 交通事故は企業の最大リスク

企業活動において企業損失をもたらすリスクは数多く存在しており、その発生頻度（確率）や影響度（損失の大きさ）は、企業の業種特性や発生要因によって異なります。

中でも交通事故は発生頻度も高く、影響度も大きいことから、企業経営上、交通事故を企業の最大リスクの一つとして捉え、事故防止対策に積極的に取り組むことが重要です。

【表-1：交通事故による企業損失】

1. 財産損失
車両の修理費用、新車再取得費用、商品等貨物の損失
2. 人的損失等
従業員死傷による労働力喪失、代替要員の確保、従業員の士気低下等
3. 法的責任
①刑事上の責任
②行政上の責任
③民事上の責任
4. 利益損失
保険料（自動車保険、労災保険）増大や事故処理の事務的費用や時間的損失
5. 企業のイメージ損失・社会的信用失墜
顧客離れ、取引停止、ビジネス機会喪失、ブランド価値の低下等

(2) 交通事故による企業損失

交通事故発生によって、企業は多くの直接的・間接的損失を被ることになります（表-1）。

企業活動に安全・安心を求める社会的要請は非常に高まっており、これに反する交通事故は、大きく企業イメージを損ない、社会的信用が失墜することで企業経営を脅かしかねないことを強く認識する必要があります。

また、事故発生後に根拠のない噂等のためにいわゆる風評被害を受ける可能性もあります。

(3) 交通事故の法的責任

①刑事上の責任（道路交通法第75条）

使用者や安全運転管理者等の自動車の運行を直接管理する者（部署の管理者や営業所長）が、違反行為を下命・容認した場合には安全運転管理者等が懲役や罰金の刑事処分を受けることになります。

違反した場合、企業にも「両罰」規定により罰金等の処分が行われることがあります（道路交通法第123条）。

②行政上の責任（道路交通法第75条の2）

違反行為の下命・容認をすれば、基準に基づき行政上の責任として、自動車の使用制限処分を受けることになります。

「酒酔い運転の下命・容認」であれば6か月以内の運転禁止、「最高速度制限違反」は3か

月以内の運転禁止となり、自動車に運転禁止を示す標章が貼られ、その期間は自動車使用ができなくなります。

③民事上の責任

従業員が起こした交通事故により他人に損害を与えた場合、企業は損害賠償責任を負うこととなります。従業員のマイカー通勤が認められている中で、通勤時に事故を起こした従業員が十分な賠償資力がない場合や、マイカーを業務使用する場合、あるいは燃料代等の便宜を図っている場合などは企業責任を問われることがあります。

従って、マイカー通勤を認める場合、安全運転指導と許可基準（自動車保険の付保、業務使用等）を明確にしておくことが不可欠です。業務中に従業員が起こした交通事故の賠償額は高額化しており、改めて企業の十分な対応が求められています。

(4) 行政処分の基準等の改正（平成 25 年 11 月 1 日施行、一部平成 26 年 1 月 1 日施行）

悪質・重大な法令違反の処分が厳格化され、これまで 1 つの法令違反で受ける最大の事業停止処分が 14 日間から 30 日間に拡大されています。

「悪質・重大な法令違反」は具体的に右記の通りです。特に⑥の乗務時間基準の著しい違反に関しては、長距離運行しているトラック事業者等にとっては影響が大きいものとなっており、乗務時間基準データを元にドライバー毎に実態を把握し、万が一違反に該当する場合は直ちに適正な乗務時間となるよう是正していく必要があります。

①運行管理者の未選任
②整備管理者の未選任
③全運転者に対して点呼未実施
④監査拒否虚偽の陳述
⑤名義貸し、事業の貸渡し
⑥乗務時間の基準に著しく違反
⑦全ての車両の定期点検整備が未実施

2. 企業の安全運転管理のポイント

企業の交通リスク対策は、交通事故防止の安全運転管理体制を推進することが重要です。

経営トップから現場までが一体となって P(計画)、D(実行)、C(評価)、A(改善) サイクルを繰り返し、自主的・主体的・継続的な職場内活動として定着させる必要があります。

交通事故防止取組の安全運転管理項目としては、以下の点が挙げられます。

●車両管理

日常・定期点検、車内の清掃・整理、鍵の保管、走行距離・燃料消費、車両のキズ・異常等

●運行管理

運転日誌の記録、運行ルート確認、長距離・夜間運転(交替要員)、気象・道路情報、事故・災害時マニュアル、出先の駐車場確保等

●運転者管理

免許証の確認、社内免許(運転資格)制度、健康管理(定期診断)、運転適性の把握、過労・体調不良・睡眠不足の確認、顔色・態度・服装の乱れ等

●事故・違反管理

事故対応マニュアル、社内の事故・違反報告ルール、運転記録証明書の活用、事故原因分析、再発防止対策、カウンセリング等

●従業員指導・教育

対象別(新入、事故惹起者、管理者等)研修、集合・個人・小集団研修、実車・座学研修、運転適性診断に基づく個人指導、添乗指導、道路交通法等法令改正研修等

●安全運転活動

春秋の全国交通安全運動、無事故推進運動、エコ安全ドライブ、安全運転 5 則、4 S 運動、地域の交通安全活動参加、道路清掃等

今後、交通安全に対する社会的要請・企業責任はますます強まっていくと考えられます。事業者(経営トップ)は、ご自身はもちろん、乗務員・社内従業員に対しても関連する法令の周知、遵守を徹底することが重要となります。

<参考>

国土交通省HP：<http://www.mlit.go.jp/index.html>

(株)インタリスク総研：交通リスク情報